

「休眠預金助成事業」 Q&A

日本対がん協会

(申請団体の資格について)

Q1. コンソーシアム・協議体を構成し事業を分担・協力して進めたい。申請資格があるか、あるとすれば契約の形や資金管理のあり方、そこに自治体など行政が入った場合の申請資格について。

A1.

- ① 協議体の申請資格はあります。その場合、(1) まず協議体の中核となる実行団体様と日本対がん協会が資金提供契約を締結する、(2) 契約主体の実行団体様が「指定口座」を開設し資金の一元管理を行う、ことが基本です。その際、契約の主体となる実行団体様が協議体を構成する他の団体様と本事業に関わる何らかの契約が必要となります。
(目的、協議体の名称、構成、業務分担、運営、費用負担、責任、契約期間など)ひな型がありますのでお問い合わせ下さい。
- ② 行政組織との連携は重要ですが、当該行政組織が本休眠預金助成資金を活用することは出来ません。

Q2. 申請団体が利益相反に該当するか否かの確認について。

A2. 「公益財団法人 日本対がん協会」の役員は以下の通りです。ご確認ください。



理事名簿.pdf



評議員名簿.pdf

また日本対がん協会の職員が申請団体様の役員になっている場合も対象となります。

Q3. 新規団体を立ち上げて事業申請する場合の団体資格について。

A3. 組織形態を問わず申請は可能です。公募要領の中に申請書類、ご提出頂く規定類が明記されています。それらを満たすことが必要です。

必要な規定類の準備ができない場合は、他の実績のある団体様とコンソーシアムを組むことで要件を満たしていくことも一案です。

既存の活動組織から発展・独立するケースもあると思いますが、その場合現在の活動母体組織の規定類や実績をご提出頂き、その後新組織の規定類の整備を行って頂くことでも結構です。

(事業期間と助成金額について)

Q1. 3年未満の期間や1000万円未満の事業の場合審査対象になるか、について。

A1. 助成額の規模感や期間イメージを掲載しましたが、3年未満や1000万円未満の事

業でも構いません。公募の趣旨は本「がん患者支援事業」を通じて社会的に新たな変化、効果、価値、便益を生み出したい、大きくしていきたい、ということが背景にあります。金額や期間ありきということではありません。

(申請書類について)

Q1. 決算報告書類の定義・要件について。

A1. 一般的には損益計算書、貸借対照表、及び監査報告書が基本です。団体様によって異なる報告書の名称であっても正式な監査報告書によってこれらの決算書要件への適合が確認されていることが重要です。日本対がん協会では決算報告書をHPにて公表しています。参考にして下さい。

Q2. 既存資料（含むパンフ類）で申請書の一部を代替することの可否について。

A2. まず申請の様式にご記入下さい。その上で実行団体様の参考資料を添付頂きたいと思えます。

Q3. 提出書類の修正可否について。

A3. 締め切りは2020年1月31日（必着）です。それまでは一旦ご提出頂いた申請書類の修正（差し替え・再提出）は構いません。

Q4. 実行団体の採択後に提出する規定が公募要領の別紙1（P.24-27）にある項目と異なる名称・分類で整備されている場合について。

A4. 公募要領の別紙1に記載されている名称やまとめ方と異なる場合でも、必要な内容が網羅されているのであれば構いません。日本対がん協会にひな型があり、事業活動の過度の負担にならないような運用面での工夫も可能です。

また、「公益通報者保護に関する規定」など一般的に普及していないと思われる規定についても JANPIA による共通サービスの活用でカバー出来るものもあります。

ご相談下さい。

(事業計画書について)

Q1. 2022年度までの全ての活動計画が固まっていない場合、様式2（別紙）のスケジュール欄の記入について。

A1. 全ては決まっていなくても活動の骨子を資金計画と連動して記述頂き、詳細は期中に見直し、修正・追加して頂くことでブラッシュアップして頂きたいと思えます。

(資金計画書について)

Q1. 様式3にある2019年度の記入欄について。

A1. 2019年度の対象期間は実質的に2020年3月の1カ月です。2020年度（4月～3月）の事業開始にあたって準備などができるよう3月中に助成を開始します。助成は半年ごとに行います。採択された実行団体様に開設頂く（本休眠預金事業の為の）「指定口座」に3月から9月分の活動資金を振り込みます。

Q2. 自己資金（助成額の20%以上を資金計画に織り込むこと）について。

A2.

- ① 「自己資金（組織内のリソース活用やファンドレイジングなどを含め）20%以上」という要件の目的は、事業の継続性・持続性です。審査項目の一つでもあります。この助成事業をフル活用頂き、実行団体様の組織基盤の強化や事業のしくみやネットワークなどのプラットフォーム作りなどに繋げて頂きたいと思います。行政への政策提言で、行政が事業の一部を担っていくこともあるかもしれません。
- ② 財政事情などで初年度から「自己資金20%以上」を満たすことが困難な場合、少なくとも最終年度には「20%以上」を実現させる資金計画を組んで頂きます。

Q3. 本事業の為に新規雇用をする場合、人件費費目として資金計画に織り込んでよいか。

A3. 可能です。既存のスタッフの活用をお考えの実行団体様も本事業に関わる労力傾注分を人件費計画に織り込んで頂いて結構です。直接事業に関わる人件費、それらを支える管理的人件費の両方が助成の対象になります。

以上